

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第30条の5 非常勤職員は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、職務専念義務の免除(以下「職専免」という。)について、当該各号に掲げる期間、学長の承認を受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) (新設)</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号及び第2号により承認された期間は無給、第3号により承認された期間は有給とする。</p> <p>(年次有給休暇以外の有給休暇)</p> <p>第32条 学長は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の有給休暇を、当該各号に定める期間付与するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 忌引休暇 親族が死亡した場合で、<u>非常勤職員(フルタイム契約職員で、6月以上の労働契約の期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者をいう。)</u>が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 労働時間規程第24条第1項第11号に定める期間</p> <p>(7) 略</p>	<p>本則</p> <p>第30条の5 略 (現行どおり)</p> <p>(1)～(3) 略 (現行どおり)</p> <p><u>(4) 人間ドック職専免 労働時間内に人間ドックを受けることを承認された場合 一の年度において1回、連続する2日の範囲内で必要と認められる時間</u></p> <p>2 略 (現行どおり)</p> <p>3 第1項第1号及び第2号により承認された期間は無給、<u>第3号及び第4号</u>により承認された期間は有給とする。</p> <p>第32条 略 (現行どおり)</p> <p>(1)～(5) 略 (現行どおり)</p> <p>(6) 忌引休暇 親族が死亡した場合で、非常勤職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 労働時間規程第24条第1項第11号に定める期間</p> <p>(7) 略 (現行どおり)</p>	

<p>(8) (新設) (9) (新設)</p> <p>(年次有給休暇以外の無給休暇) 第33条 学長は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の無給休暇を当該各号に定める期間、付与するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 傷病休暇 非常勤職員(フルタイム契約職員で、6月以上の労働契約の期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者をいう。)が負傷又は疾病により療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間</p> <p>(7)～(10) 略</p>	<p>(8) 夏季休暇 非常勤職員(6月以上の労働契約の期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者をいう。)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、休日、代休日及び前号の夏季一斉休業を除いて原則として次の範囲内の期間</p> <p>イ 所定労働日数が週5日の非常勤職員 3日 ロ 所定労働日数が週4日の非常勤職員 2日 ハ 所定労働日数が週3日以下の非常勤職員 1日</p> <p>(9) 結婚休暇 非常勤職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間</p> <p>第33条 略(現行どおり)</p> <p>(1)～(5) 略(現行どおり)</p> <p>(6) 傷病休暇 非常勤職員(6月以上の労働契約の期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者をいう。)が負傷又は疾病により療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間</p> <p>(7)～(10) 略(現行どおり)</p>	
---	--	--

附 則(令和2年8月1日規則第4号)
この規則は、令和2年8月1日から施行する。